「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(8月分)

(1)問い合わせ件数

平成17年8月1日~平成17年8月31日

44 件

*うちBSE関係 11 件

(2)内訳

食品安全委員会関係	13 件
食品の安全性関係	12 件
食品一般関係	16 件
その他	3 件

(3)問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

- Q. 食品安全委員会が行う意見交換会は、どのような方法で参加者を募集し、実際にどのような方が参加しているのでしょうか。
- A. 食品安全委員会では、リスク分析手法の考え方をはじめ、鳥インフルエンザ、 BSEなどの国民の関心の高いテーマについて、消費者や事業者など幅広い関係 者を集めて全国各地で意見交換会を開催し、わかりやすい説明を行うことを心が けるとともに、皆様から様々な御意見をいただいております。

意見交換会の開催情報や参加者の募集情報については、プレスリリースを行う ほか、食品安全委員会のホームページ

(http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html)に随時掲載しておりますのでご覧ください。また、意見交換会の結果についても、同ホームページに配布資料、議事録等を掲載しております。

意見交換会には消費者、食品関連事業者等、様々な立場の方が参加されています。これからの食品安全行政を進める上で、幅広い関係者相互間において、食品の安全性に関する知識の向上を図るとともに、お互いの立場や考え方を表明し、理解を深めることが重要と考えておりますので、ぜひ積極的に意見交換会にご参加ください。

【食品の安全性関係】

- Q. 1,000 以上で、一定時間焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することによる BSE 汚染リスクは無視できると評価しましたが、わかりやすく説明してください。また、肥料としての肉骨粉の利用価値等についても教えて下さい。
- A. 肉骨粉の焼却灰及び炭化物の肥料利用におけるBSE汚染リスクの評価については、プリオン専門調査会において審議がなされ、この結果を受けて、本年7月28日の食品安全委員会で評価結果が決定されたものです。

本評価においては、耐熱性の高い羊スクレイピープリオンを用いて、1,000の熱処理で感染性が消失した実験データ及び800、30分間の熱処理が肉骨粉炭化物中のアミノ酸を消失させる分析データ等の科学的知見を基に審議が行われました。この結果、牛の特定危険部位(SRM)及び検査を経ていない牛の部位が混合しない、国内で製造される肉骨粉を、空気が流通した状態で、1,000、5分間以上の焼却処理された焼却灰、及び空気を遮断した状態で1,000、30分間以上の焼却処理された炭化物を肥料に利用することに係る人への健康影響は無視できるとされました。

また、肥料としての肉骨粉の利用に関し、農林水産省によれば、1,000 以上で、一定時間焼却処理した肉骨粉の焼却灰と炭化物は、水稲、果樹、野菜等の農作物の緩効性肥料として、利用価値があるとのことです。